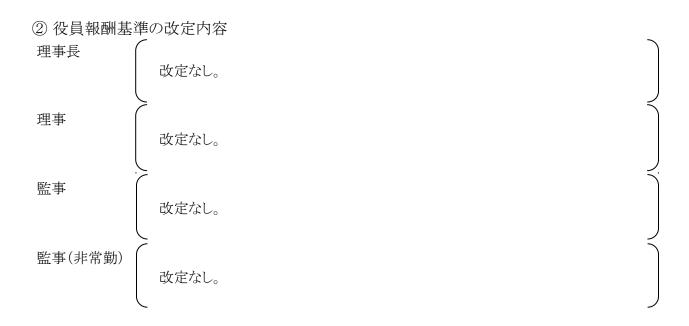
独立行政法人雇用・能力開発機構の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
 - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当の額については、役員給与規程第8条第2項において、「職務実績に応じ、これを増額し又は減額することができる。」としているが、厚生労働省独立行政法人評価委員会の平成18年度の業績評価結果が標準的なものであったことも踏まえ、増減は行わなかった。



2 役員の報酬等の支給状況

犯 友	平成19年度年	間報酬等の網	総額		就任·退	任の状況	六年 市外
役名		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	前職
A理事長	千円	千円	千円	千円			
A连争文	1,140	1,037	0	103 (特別調整手当)	3月1日		
B理事長	千円	千円	千円	千円			
D垤爭以	18,956	12,012	5,743	1,201 (特別調整手当)		2月29日	
	千円	千円	千円	千円			
A理事	7,089	5,752	697	575 (特別調整手当) 65 (通勤手当)	9月7日		*
D油丰	千円	千円	千円	千円			
B理事	7,448	4,628	2,235	462 (特別調整手当) 123 (通勤手当)		9月6日	*
C畑車	千円	千円	千円	千円			
C理事	9,403	6,110	2,324	611 (特別調整手当) 358 (通勤手当)	8月25日		\Diamond
り油車	千円	千円	千円	千円			
D理事	6,875	4,219	2,235	421(特別調整手当)		8月23日	\Diamond
	千円	千円	千円	千円			
E理事	16,639	10,680	4,680	1,068 (特別調整手当) 211 (通勤手当)			*
	千円	千円	千円	千円			
F理事	16,627	10,680	4,680	1,068 (特別調整手当) 199 (通勤手当)			
C畑車	千円	千円	千円	千円			
G理事	930	846	0	84 (特別調整手当)	3月1日		*
1 17H =	千円	千円	千円	千円			
H理事	15,739	9,790	4,680	979 (特別調整手当) 290 (通勤手当)		2月29日	*
Λ Et-=	千円	千円	千円	千円			
A監事	14,440	9,156	4,012	915 (特別調整手当) 357 (通勤手当)			*
B監事	千円	千円	千円	千円			
(非常勤)	248	248	0	0	3月1日		
C監事	千円	千円	千円	千円			
(非常勤)	2,728	2,728	0	0		2月29日	

注1:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する常勤役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。 3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
理事長	千円	年	月			該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
 - ① 人件費管理の基本方針

職員数の削減及び給与制度の見直しなどにより、人件費(給与、報酬等支給総額)は平成18年度と比べて5.9%削減、基準年度の平成17年度に比べ9.7%削減したところであり、引き続き着実に削減を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度を参考としつつ、他の独立行政法人の給与水準や社会一般の情勢を考慮して決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

能率や勤務成績に応じて職員の職位を決める等、人事管理を通じて給与に反映させる。

「能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容							
賞与:勤勉手当 (査定分)	国家公務員における勤勉手当に準じている。							

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告を踏まえ、以下の改定を行った。

- ・ 若年層に適用される号俸を中心とした俸給表の改定 初任給を1.1%改定し、それに準じて他の等級号俸の改定を行った。(全体の平均改定率は0.06%)
- ・扶養手当の改定 扶養手当月額を、扶養親族1人あたり月額6,000円を支給しているものを6,500円に引き上げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

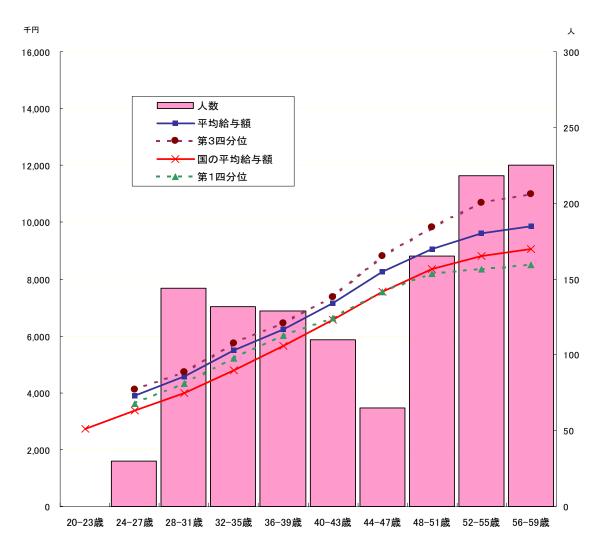
				平成19年度の年間給与額(平均)				
	区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与	
			(F)		7.11	うち通勤手当		
	常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円	
١,	114 293 1942 <	3,320	45.2	7,845	5,808	132	2,037	
	事務·技術	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	1-33 DAM	1,218	45.4	7,905	5,787	163	2,118	
	教育訓練職	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	4X H B/M/KHW	2,071	44.9	7,826	5,806	113	2,020	
	特例待遇職員	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	NINDERE	31	55.3	6,796	6,796	161	0	
	14 11 11 11 日	人	歳	千円	千円		千円	
	任期付職員	182	61.9	4,254	3,820	147	434	
		人	歳	千円	千円	千円	千円	
	事務·技術	65	63.4	5,956	4,742	194	1,214	
	*/	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	教育訓練職	117	61.1	3,309	3,309	121	0	
						•	-	
		人	歳	千円	千円	千円	千円	
	非常勤職員	46	62.2	4,035	3,595	162	440	
	*************************************	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	教育訓練職	8	59.9	3,458	3,458	213	0	
	电光型电	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	嘱託職員	21	62.6	4,991	4,027	151	964	
	日婚眼衫聯旦	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	月額嘱託職員	17	62.7	3,126	3,126	152	0	

注1:「特例待遇職員」とは、出向契約等に基づき本法人が給与の一部しか負担していない者、「月額嘱託職員」とは、嘱託職員(給与上常勤職員とは異なる取扱いをしている者)で賞与が支給されない者をいう。

注2:以下に掲げる区分及び職種については、該当者がいないため記載を省略した。

- ・常勤職員の研究職種、医療職種及び教育職種
- •在外職員
- ・任期付職員の研究職種、医療職種及び教育職種
- •再任用職員
- ・非常勤職員の事務・技術、研究職種、医療職種及び教育職種

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
本部部長	7	56.6	12,120	12,619	13,063
地方組織の本部部長相当職	3	58.5	_	13,426	_
本部の次長・同相当職	9	51.8	11,325	11,323	11,566
地方組織の本部次長相当職	24	57.5	11,431	12,298	13,069
本部課長	24	51.8	10,016	10,770	11,236
地方組織の本部課長相当職	89	55.6	10,825	11,203	11,654
本部課長補佐	46	46.7	8,571	8,901	9,592
地方組織の本部課長補佐相当職	61	56.5	10,093	10,353	10,578
地方組織の課長職	126	50.9	8,804	9,284	9,838
本部係長	76	38.8	6,234	6,578	6,939
地方組織の係長・本部係長相当職	534	47.0	6,212	7,366	8,372
本部係員	80	29.8	4,329	4,559	4,866
地方係員	139	30.5	4,250	4,607	5,002

注:「地方組織の本部部長相当職」の該当者が4人以下のため、第1・第3分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	特3等級	2等級	1等級
標準的 な職位		本部の係員、地方施設の係員			本部の係長、地方施設の係長等	本部の課長補佐、地 方施設の課長等			本部の部長、本部の 次長、地方施設の長 等
人員 (割合)	1,218	該当者なし	人 18 (1.5%)	198 (16.3%)	322 (26.4%)			107 (8.8%)	50 (4.1%)
年齢(最高~ 最低)		歳	30 5 24	36 26	59 〈 32	蒙 59 〈 40	蒙 59 〈 46	蒙 59 〈 45	蒙 59 \$ 40
所定内給与年 額(最高~最低)		千円 {	チ円 3,217 く 2,545	4,324 〈 2,784	6,110 3,736		*円 8,416 く 6,526	9,404 ら 6,499	手円 9,952 く 6,966
年間給与額(最高~最低)		千円	4,319 〈 3,499	5,821 〈 3,824	手円 8,188 く 5,134	10,828 6,766	11,386 〈 9,179	12,851 〈 8,982	千円 14,002 ら 9,924

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

	区分	}	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	sh-+	給分(期末相当)	%	%	%
	一律又	.柘分(朔木相ヨ)	64.9	66.5	65.7
管理			%	%	%
職員	査定支給分(勤勉相当)(平均)		35.1	33.5	34.3
			%	%	%
		最高~最低	43.5~28.2	41.1~32.6	42.2~30.6
	sh-+	· (A) (##+++++) ()	%	%	%
	一律支給分(期末相当)		65.9	67.4	66.7
一般	査定支給分(勤勉相当)(平均)		%	%	%
職員			34.1	32.6	33.3
			%	%	%
		最高~最低	34.3~34.1	32.6~32.6	33.4~33.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

109.8

対他法人(事務・技術職員)

102.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

○事務•技術職員

○事務·技術職員 									
項目	内容 対国家公務員 109.8								
	対国家公務員	109.8	3						
 指数の状況			地域勘案	112.8					
1H 3/2 > 1/2 (1)		参考	学歴勘案	105.6					
			地域·学歴勘案	110.5					
国に比べて給与水準 が高くなっている定量 的な理由									
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 20.3% (国からの財政支出額 117,470,727 千円、支出予算の総額 579,832,493 千円:平成19年度予算) 【検証結果】 平成19年度決算における支出総額 537,057,224 千円のうち、492,447,234 千円は業務経費等として支出するものである。残りの44,609,989 千円が一般管理費で、そのうち30,899,385 千円が給与、報酬等の支給総額となっている。 現在、人員削減及び組織の効率化を実施しているところであり、給与、報酬等支給総額については、平成17年度(基準年度)34,203,169 千円、平成18年度32,853,152 千円(基準年度比△3.9%)、平成19年度30,899,385 千円(基準年度比△9.7%)と削減していることから、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。 また、支出総額に占める給与、報酬等の支給総額の割合についても、平成17年度5.84%、平成18年度5.81%、平成19年度5.75%と逓減している。								
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)								
①については、組織を効率化させる中で、管理職の割合を引ところである。(平成 18 年度 403 人(30.6%)、平成 19 年度 366 ③については、国家公務員の地域手当を参考とした調整手当び支給割合を見直すことで、平成 18 年度からの 2 年間で解消し④については、平成 18 年度に職員の職位及び昇格の基準を明措置を講じた。併せて、低位の等級の一部を除き、昇給間差額給表へ切り替え、定期昇給による俸給月額の増額幅を小さくしに比べて給与上昇スピードを抑制した。これらの見直しの効果は平成 19 年度以降段階的、継続的に現り、平成 22 年度には、対国家公務員指数が年齢勘案で 104.3 元年齢・地域・学歴勘案で 104.8 ポイント程度となるものと見込めの国家公務員の給与の状況により変動するものであること。)また、平成 19 年度の対国家公務員指数は 109.8 ポイント(ディント)であるが、継続して引き下げを行い、第 2 期中期計19 年度から平成 23 年度まで)末までに、103 ポイントを下回る正の目標として改善を図る。									

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	(平成18年度) 上較增益例		中期目標期間開始時(平成 19年度)からの増△減		
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円	(%)		千円	(%)
(A)	30,899,385	32,853,152	△ 1,953,767	$(\triangle 5.9)$	_		_
退職手当支給額	千円	千円	千円	(%)		千円	(%)
(B)	5,966,205	4,747,740	1,218,465	(25.7)			
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円	(%)		千円	(%)
(C)	6,133,045	7,569,229	△ 1,436,184	(△ 19.0)			
福利厚生費	千円	千円	千円	(%)		千円	(%)
(D)	6,809,200	7,768,358	△ 959 , 158	(△ 12.3)			
最広義人件費	千円	千円	千円	(%)			(%)
(A+B+C+D)	49,807,835	52,938,480	△ 3,130,645	$(\triangle 5.9)$			

- 1 前年度からの増減について
- (1)「給与、報酬等支給総額」については、中期計画に掲げる人員削減計画を着実に実施したことにより、 平成19年度中に常勤職員を170人削減し、前年度に比べ19.5億円減少させた。
- (2)「最広義人件費」については、退職手当の額が12.9億円増加したが、全体として前年度に比べ31.3億円の削減となった。
- 2 中期目標において主務大臣から示された人件費削減の取り組み内容 独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標(平成19年3月12日)抜粋
 - 第3 組織・業務実施体制等の改善に関する事項
 - 3 経費削減等について
 - (2) 人件費

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)等に基づき、役職員に係る人件費の総額について、平成 18 年度以降の 5 年間で、平成 17 年度を基準として 5%以上を基本とする削減を引き続き着実に実施すること。更に、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続すること。

また、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革や機構のラスパイレス指数を踏まえた見直しを進めること。

- 3 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針 独立行政法人雇用・能力開発機構中期計画(平成19年3月23日)抜粋 第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 3 経費削減等について
 - (2) 人件費

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号) 等に基づき、役職員に係る人件費の総額について、平成 18 年度以降の 5 年間で、平成 17 年度 を基準として 5%以上を基本とする削減を引き続き着実に実施すること。更に、経済財政運営 と構造改革に関する基本方針 2006(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改 革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続すること。

また、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革や機構のラスパイレス指数を踏まえた見直しを進める。

- 第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
 - 1 人員に関する計画

常勤職員数については、平成18年度末に比べて期末において600名(うち150名は平成19年度末までに)を削減する。

- 4 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」 を踏まえ、平成17年度を基準とした人件費を5%以上削減するための取組の進捗状況
- (1) 人員の削減

第2期中期目標期間 (平成19年4月1日~平成24年3月31日) においては、常勤職員600名(うち150名は平成19年度末までに) を削減することとしている。

(2) 平成19年度の人件費削減状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支 給総額 (千円)	34,203,169	32,853,152	30,899,385			
人件費削減率(%)		△ 3.9	△ 9.7			
人件費削減率 (補正値)(%)		△ 3.9	△ 10.4			

IV 法人が必要と認める事項

特になし。